

別紙 4

介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付者の家庭の経済状況の基準

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付要領（以下「貸付要領」という。）第2条第2項に定める家庭の経済状況については、独立行政法人日本学生支援機構が定める第一種奨学金の家計基準に準拠する。

『独立行政法人 日本学生支援機構の第一種奨学金の家計基準』

家計基準 = 生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
 (※1) (※2)

【生計維持者とは】

原則、申請者の父母。父母共いない場合は、代わって生計を維持している主たる人

(※1) 収入については、令和4年（1月～12月）の収入に基づく、令和5年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

(※2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します。（100円未満は切り捨て）。

$$\begin{aligned} \text{貸与額算定基準額} = & \overset{\star 1}{\text{（課税標準額）}} \times 6\% - \overset{\star 2}{\text{（市町村民税調整控除額）}} - \overset{\star 3}{\text{（多子控除）}} \\ & - \overset{\star 4}{\text{（ひとり親控除）}} - \overset{\star 5}{\text{（私立自宅外控除）}} \end{aligned}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円になります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2名を超える子ども1人につき40,000円を控除します。
 (例)生計維持者が「申請者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に40,000円を控除します。

★5 申請者が私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）に在籍し、自宅外通学の場合に22,000円を控除します。

自宅外通学とは、以下ア～オにのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

ア. 実家(生計維持者いずれの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

※ただし、生活費の加算の貸付対象者は、別紙2に定めるとおり。